

# Weekly Report

第314号  
平成27年6月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 26年分の所得税・贈与税の確定申告状況

### ◆所得税の申告状況

国税庁が公表した平成26年分の確定申告状況によると、所得税の確定申告書を提出した方は2139万1千人（前年比4万3千人減）でした。

そのうち申告納税額があったのは612万人（同9万8千人減）、還付申告を行った方は1248万7千人（同8万4千人増）となっています。

なお、株式等の譲渡所得を申告した方は93万7千人（同16万1千人減）で、そのうち所得金額があったのは46万1千人（同20万人減）となり、大幅に減少しています。

### ◆贈与税の申告状況と改正点

贈与税の申告書を提出した方は51万9千人（同2万8千人増）で、そのうち暦年課税（基礎控除110万円）を適用したのは47万人（同3万人増）、相続時精算課税は5万人（同3千人減）でした。

また、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度については、6万5千人（同1万人減）が適用し、非課税となった金額は4318億円（同1449億円減）となっています。

なお、27年以降の贈与税については、以下のよ

うに改正されています。

◎贈与税の最高税率を55%に上げる一方、20歳以上の方が直系尊属から贈与を受けた場合は税率を軽減した「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税制度は、贈与者の年齢要件を60歳以上に引き下げ、受贈者に孫を加えます。

◎住宅取得等資金の非課税制度は、27年中に契約を締結した住宅用家屋について、良質な住宅1500万円、一般住宅1千万円が非課税となります。

## 労働保険“年度更新”手続きはお早めに

労働保険（雇用・労災保険）の年度更新の手続きは6月1日～7月10日までとなっています。算定基礎届の時期と重なるので、早めに準備します。

年度更新は、既に納付した前年度の保険料を確定した賃金総額に基づき清算するとともに、賃金総額の見込み額で算定した今年度の概算保険料について、申告・納付を行う手続きです。

保険料は、毎年4月から3月までの1年間に支払われた全ての労働者（雇用保険は被保険者）の賃金総額（給与、手当、賞与など）に、事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

なお、27年度から労災保険率等が変更されていますので、注意しましょう。

## ★★★6月のチェックポイント★★★

※6月支給の給与から、新年度個人住民税の特別徴収が始まるので、賃金台帳に新徴収額を記入。

※賞与を支給した企業は「賞与支払届」を作成して5日以内に所轄の年金事務所に提出します。

※7月になるとすぐ健保・厚年の「報酬月額算定基礎届」の提出事務（7月10日まで）が始まるので早目の準備に取りかかります。

※賞与・中元商戦・納期の特例分源泉所得税（7月10日まで）など資金需要が増える時期なので、売掛金の回収強化など資金繰りに留意します。